

カンボジア王国 Kingdom of Cambodia

作成日：2020年9月24日

■ 廃棄物関連政策

固形廃棄物処理政策は、廃棄物を家庭廃棄物と危険廃棄物に分類する Sub-Decree on Solid Waste Management¹⁵（1999年）に従って推し進められている。環境省はこの法令の施行について責任を担っている。同省はガイドラインとライセンスを発行し、あらゆる固形廃棄物の管理を制御、監視、および監督している。市町村で発生する廃棄物の集積作業は、民間企業が自治体を代行しているか、自治体が直接行っている。リサイクルや回収の制度やゴミの削減などに関する「グリーン」活動を推進するためのインセンティブは、公式には定められていない。一方で、道路脇のゴミ置き場やゴミ集積場からリサイクル可能な価値のある物品を持ち出す者は後を絶たない。

ゴミの発生に関して国がまとめたデータは存在しないが、プノンペンで発生する家庭ゴミについての調査によると、そうしたゴミの63.3%が台所から出る生ゴミ、15.5%がプラスチック、6.8%が草木、6.4%が紙や段ボール、0.06%が金属やゴム、0.01%が皮革で、年間に発生するゴミの量は急速に増加している。

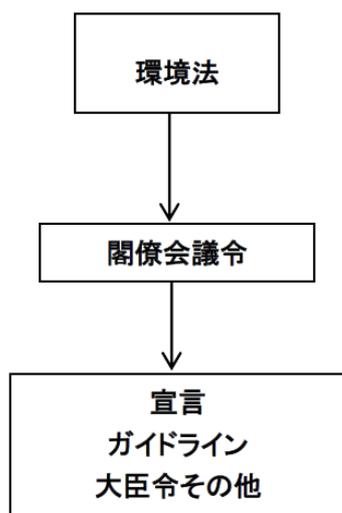
カンボジアは3Rゴミ戦略の策定で海外からの支援を受けたが、現在は廃棄物の管理に関する国の戦略は存在せず、あらゆる戦略の遂行を阻む障壁が数多く存在している。

危険廃棄物の管理は事実上、その廃棄物の「所有者」（工場など）が責任を持って行わなければならない。しかし、市場、診療所、病院などの公的施設、あるいは家庭で発生した危険廃棄物の管理について、地元当局が責任を担わなければならない場合がある。

（出典：JETRO「カンボジアの環境に対する市民意識と環境関連政策」、2011年）

➤ 固形廃棄物

✓ 固形廃棄物関連法令



環境保護・天然資源管理法（1996年）

（Law on Environmental Protection and Natural Resource Management 1996）

1. 固形廃棄物管理閣僚会議令
2. 水質汚染管理閣僚会議令
3. 大気汚染、騒音管理閣僚会議令
4. 環境影響評価プロセス閣僚会議

1. 家庭ごみ管理に関する環境省・内務省共同宣言
2. プラスチックごみ管理ガイドライン
3. 環境管理ガイドライン

出典：カンボジア環境省 環境評価アセスメント局プレゼン資料

- **固形廃棄物閣僚会議令（1999年）**（Sub-Decree on Solid Waste Management 1999）
 - 安全で適切な固形廃棄物管理技術によって国民の健康、生物多様性を確保する
 - 廃棄物・有害廃棄物の処理、保管、回収、輸送、リサイクル、投棄に関する全行動に適用される
 - 州や市における廃棄物回収、輸送、保管、リサイクル、軽量化、投棄は州や市の当局の管轄となる

➤ **固形廃棄物管理に関する国家戦略**

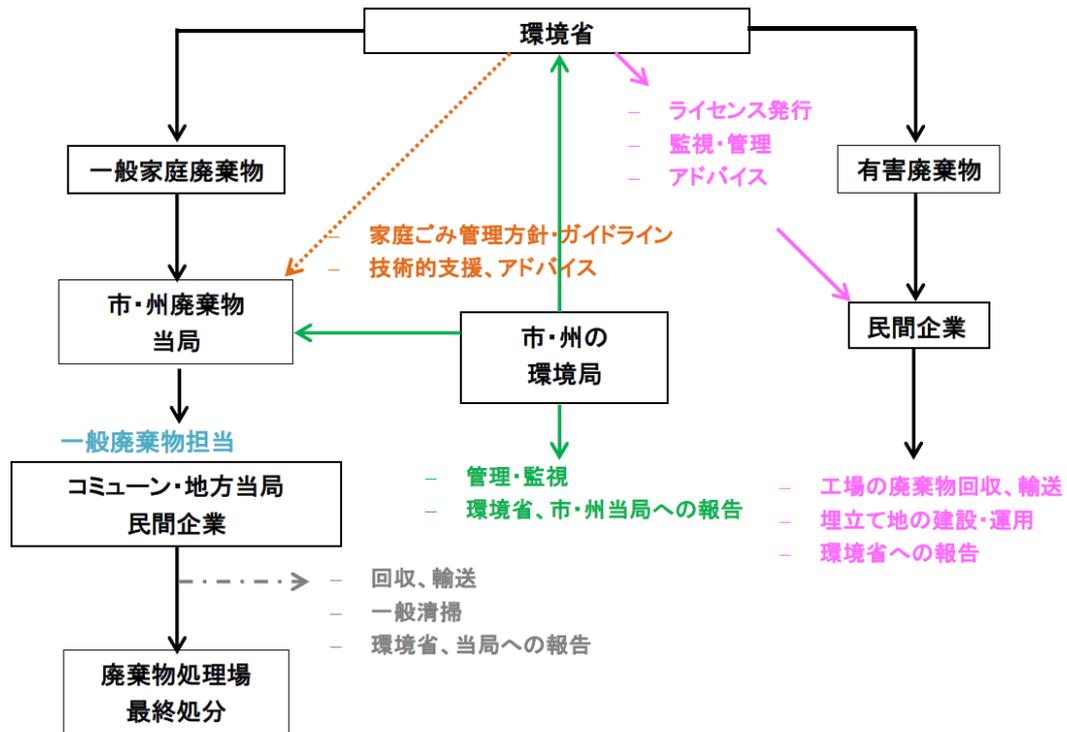
a. 2009年～2013年戦略計画（Strategic Plan 2009-2013）

- 目標：安全な固形廃棄物管理
- 行動：首都・州における固形廃棄物・有害廃棄物管理の向上、技術的な廃棄物管理、環境にやさしい廃棄物管理

b. 基本戦略

- 廃棄物回収と輸送：固形廃棄物回収は民間部門が担当してきた
- 州によっては地方自治体、公共事業局が対応
- 3R活動のコンセプト：3R活動の基本を浸透させる
- 活動によって国内のリサイクル可能な廃棄物（紙、金属、缶、プラスチックなど）分別
- 有機廃棄物コンポスト：コンポスト場、家庭、コミュニティでのコンポスト
- バイオガス・バイオマス

➤ **固形廃棄物担当組織図**



出典：カンボジア環境省 環境評価アセスメント局プレゼン資料

- 産業危険廃棄物管理に係る指令（2000年）/Directive on Industrial Hazardous Waste Management（カンボジア環境省）

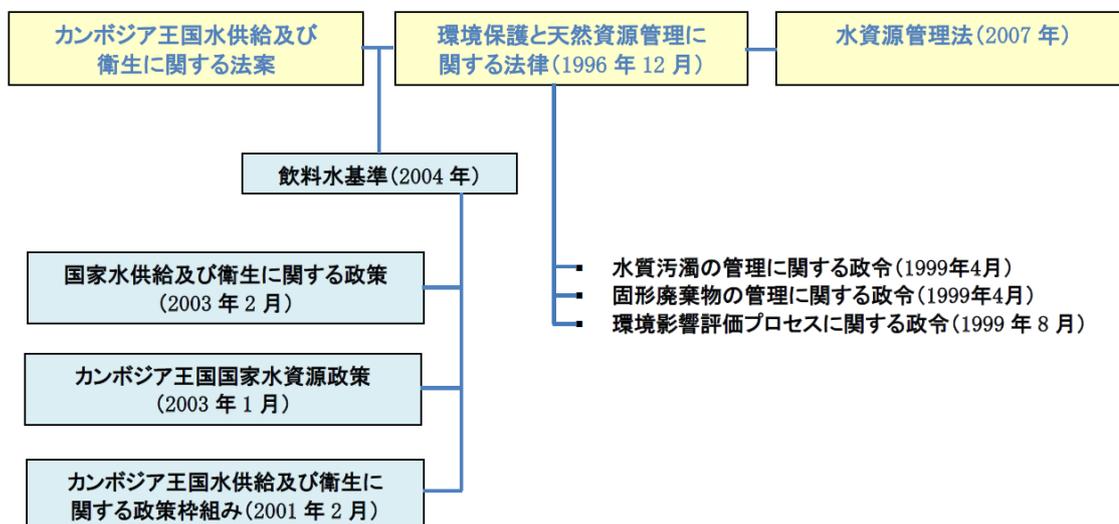
- 産業汚泥管理に係る指令（2000年）/Directive on Industrial Sludge Management（カンボジア環境省）
- 都市及び州における固形廃棄物管理に係る共同大臣令（カンボジア環境省及び内務省）/The Joint Prakas19 on Solid Waste Management in Cities and Provinces made between the Ministry of Environment and the Ministry of Interior (MoI)
- カンボジア王国における医療廃棄物管理に係る指令（2008年）/The Directive on Managing Health Wastes in the Kingdom of Cambodia（カンボジア保健省）

出典：アジア低炭素開発に向けたビジネス連携支援サイト

<http://lowcarbon-asia.org/business/needs/cambodia/index.html>

■ 排水

➤ 水質管理に関する法令図



➤ 水質管理に関する省庁

- 環境省：環境保護と天然資源管理に関する法律に基づき、カンボジアの環境及び天然資源の保護と管理（原則として水質汚濁関連業務を所管）
- 環境部局（都市・地方）：水質モニタリング等、水環境管理の責任を負う
- 水資源気象省：水環境管理に従事し、水質モニタリングを実施（原則として水質に関する業務を所管）

➤ 水質環境基準

公共用水域の水質環境基準は、水質汚濁の管理に関する政令により定められている。水質基準は2種類ある。一つは生物多様性保全に関する水質基準で、河川（5項目）、湖・貯水池（7項目）及び沿岸水域（7項目）がそれぞれ対象として定められている。もう一つは、公衆衛生に関する水質基準で、人の健康に有害な影響を及ぼす25項目に関して基準が定められている。地下水に関する水質環境基準はないが、国家飲料水質基準といった個別用途の基準を用いて水質が評価されている。

➤ **環境省が実施する水質モニタリングの現況**

水質項目	BOD, DO, 酸度・アルカリ度 (pH) , 温度, TSS, 大腸菌, TP, TN, 六価クロム (Cr.+6)
サンプル採取場所	Phnom Penh港, Chroy Changva, Ta Khmoa, Kien Svay, Stoung Chenit, Stoung Sen, Stoung Siem Reap, Stoung Sangke, Stoung Pursat, Kampong Loung, Chhnok Trou, SESAN 川, SEKONG 川, Kampong Chhnang , Kampong Cham
頻度	毎月 1 回

➤ **排水基準**

排水基準の基準値は 52 項目を対象に定められており、水温、pH、BOD、重金属、農薬及び有機溶剤等が含まれる。基本的に基準は、下位基準により定められる産業及び他の污染源すべてに適用される。また、人の健康及び生物多様性の保護のために特別な取り扱いを必要とする地域においては、環境省は当該地域にある污染源に対し個別の排水基準を定めることができる（水質汚濁の管理に関する政令第 5 条）。

➤ **排水モニタリング**

水質汚濁の管理に関する政令により、事業者はすべて、排水を自己モニタリングし、その結果を定期的に環境省に報告しなければならない。しかし、この義務を遵守しない企業も存在するので、環境省は定期的に現場への立ち入りを行い、排水及び処理水のサンプルを採取、分析し、排水基準を遵守しているかを確認しなければならない。污染源に対するモニタリングは、(i) 90 日以内の間隔で行われる通常の工場やホテルを対象とする定期モニタリング、(ii) 45 日以内の間隔で、生産工程で化学物質及び／または化合物を使用する工場を対象とする定期モニタリングの 2 種類がある。

(出典：アジア水環境パートナーシップ [WEPA] アジア水環境管理アウトルック 2015 年)